



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

*20 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 1

○ 教育委員会規則

*15 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 2

*16 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

807 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 2

808 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 3

809 生活保護法による医療機関の指定 (") 3

810 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 4

811 保安林予定森林 (") 4

812 採石業務管理者試験の実施 (砂防課) 4

813 道路の位置の指定 (都市政策課) 6

814 " (") 6

815 宅地建物取引業者の事務所不確知 (公共建築課) 6

816 " (") 7

○ 人事委員会告示

*10 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 7

○ 選挙管理委員会告示

95 政治団体の届出事項の異動の届出 7

96 政治団体の解散の届出 8

97 政治団体の収支報告書の要旨 8

98 政治団体の設立の届出 16

99 資金管理団体の届出事項の異動の届出 16

100 資金管理団体の届出 16

○ 訓令

*35 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課) 17

○ 公告

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課) 17

○ 監査公表

監査公表第12号 19

○ 諸報

和歌山県道路公社の解散 (和歌山県道路公社) 26

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年7月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部本庁の項中「教育長」を「教育長 監察査察監」に改める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年7月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第27号を第28号とし、第1号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 監察査察監

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年7月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条を第26条とし、第19条から第23条までを2条ずつ繰り下げ、第18条の2を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

（監察査察監）

第16条 教育庁に、監察査察監を置くことができる。

2 監察査察監は、上司の命を受け、監察査察に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第807号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成22年7月20日指定した。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	ブブカ 8月号	17885-08	コアマガジン
雑誌	サーカス・マックス 8月号	04099-08	KKベストセラーズ
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル 8月号	02092-8	ぶんか社
月刊誌	決定版!XX 8月号	13319-8	ミリオン出版
月刊誌	アサヒ芸能エンタメ 8月号	02053-08	徳間書店
雑誌	ナックルズスペシャルアンタタッチャブル Vol.2	04878-7	ミリオン出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 8月号	06681-8	竹書房
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 8月号	18421-8	ミリオン出版
月刊誌	実話ドキュメント 8月号	05267-8	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 8月号	01805-8	鉄人社
コミック	ガッシュ 8月号	12467-8	海王社
コミック	マガジンビーボーイ 8月号	18355-08	リブレ出版
コミック	ビーボーイゴールド 8月号	17779-08	リブレ出版
コミック	アヤ 8月号	18815-08	宙出版
雑誌	ジェイスパーク 8月号	86257-08	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第808号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
20,0027,9	ふぁみりあ歯科	御坊市藤田町藤井2195番地	平成 22.6.16

和歌山県告示第809号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯 35-22	ふぁみりあ歯科	御坊市藤田町藤井2197番地	平成 22. 6. 17

和歌山県告示第810号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字八幡谷38の8（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第811号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町小皆字十九川135（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第812号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により第39回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
平成22年10月8日（金）午前10時から正午まで
 - (2) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階中会議室

2 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成22年8月2日（月）から同年9月14日（火）までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部用地・管理課（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用50円切手をはり付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成22年9月6日（月）から同月15日（水）まで。

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成22年10月29日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 10月29日付けの和歌山県報に合格者の受験番号を登載するとともに、受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項

の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

6 問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部用地・管理課（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）

和歌山県告示第813号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3085	海南市阪井字池目675番1の一部、676番9の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 22. 7. 16	6. 00	45. 09

和歌山県告示第814号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3097	新宮市王子町一丁目5157番14の一部、5157番15の一部、5157番16の一部	新宮市南桜杖223番地の1 株式会社キノシタエステート 代表取締役 木下三次	平成 22. 7. 16	4. 00	12. 25
				4. 00	7. 40
				6. 00	
				6. 00	60. 90

和歌山県告示第815号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号 株式会社有紀住建
- 2 代表者氏名 中野秀一郎
- 3 主たる事務所の所在地 岩出市西野字保田147-1 ミムラビル5階E号室
- 4 免許証番号 和歌山県知事(10)1422号
- 5 免許年月日 平成18年5月1日

和歌山県告示第816号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号 株式会社ゆかり不動産
- 2 代表者氏名 北村浩司
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市新生町5番7号 シティ1・2F
- 4 免許証番号 和歌山県知事(1)3522号
- 5 免許年月日 平成18年10月25日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年7月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋俊二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部本庁の項部長又は部長相当職の欄を次のように改める。

監察査察監

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	和歌山市北汀丁7本レイト城西ビル	和歌山市広道20第3田中ビル2階	平成22.6.2	政党支部	
いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田69	和歌山市太田30の4	平成22.6.14	政治団体	
自由民主党和歌山県ときわ会支部	代表者	大西邦和	山形毅章	平成22.6.21	政党支部	
幸福実現党和歌山県本部	主たる事務所の所在地	和歌山市大谷845-42（久保方洋方）	和歌山市大谷845-42	平成22.6.21	政治団体	
	代表者	西川栄司	久保美也子	平成22.6.21	政治団体	
自由民主党紀美野町支部	団体の名称	自由民主党紀美野町支部	自由民主党野上町支部	平成22.6.23	政党支部	
民主党和歌山県第3区総支部	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘13-17木村ビル1F	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	平成22.6.27	政党支部	
堀龍雄後援会	代表者	北浦健次	竹中誠一	平成22.6.28	政治団体	
	会計責任者	平野隆司	亀田正樹	平成22.6.28	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
幸福実現党和歌山県紀南支部	湊侑子	平成22.3.25	平成22.5.19
自由民主党すさみ町支部	上野良	平成22.6.15	平成22.6.21
中西たけし後援会	寺本松好	平成22.6.30	平成22.6.30
藤上栄子後援会	丸本悦男	平成22.7.5	平成22.7.6

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したの
で、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤上栄子後援会	
報告年月日	平成22年7月6日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤上栄子後援会	
報告年月日	平成22年7月6日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
2 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
3 支出総額	0	
4 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	5 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
6 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤上栄子後援会	
報告年月日	平成22年7月6日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
2 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
3 支出総額	0	
4 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	5 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
7 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	自由民主党すさみ町支部	幸福実現党和歌山県紀南支部	中西たけし後援会	藤上栄子後援会
報告年月日	平成22年4月20日	平成22年5月19日	平成22年6月30日	平成22年7月6日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分		1号		
公職の候補者の氏名		湊 侑子		
公職の候補者に係る公職の種類		衆議院議員		
1 収入総額	174,573	0	0	0
ア 前年繰越額	166,062	0	0	0
イ 本年収入額	8,511	0	0	0
2 支出総額	15,500	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,400		
	カ その他の収入	111		
	4 支出の内訳			
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	15,500 15,500			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

収入の内訳(平成21年分)

自由民主党すさみ町支部

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (名称)	(金額)	(所在地)
自由民主党和歌山県支部連合会	8,400円	和歌山市
2 その他の収入		
1件10万円未満のもの	111円	

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	幸福実現党和歌山県紀南支部	自由民主党すさみ町支部	中西たけし後援会	藤上栄子後援会
報告年月日	平成22年5月19日	平成22年6月21日	平成22年6月30日	平成22年7月6日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
国会議員関係政治団体の区分	1号			
公職の候補者の氏名	湊 侑子			
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員			
2 収入総額	0	159,099	0	0
ア 前年繰越額	0	159,073	0	0
イ 本年収入額	0	26	0	0
3 支出総額	0	0	0	0
4 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入		26	
	5 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
6 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

収入の内訳(平成22年分)

自由民主党すさみ町支部

1 その他の収入

1件10万円未満のもの

26円

和歌山県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西村善一後援会	北畑裕皓	西山勝	伊都郡かつらぎ町大字窪163	平成 22.6.21
松谷要後援会	中西正道	菟岡甲	伊都郡九度山町河根508番地	平成 22.6.21
九度山町にさか 吉伸後援会	岡本章	小田信彦	伊都郡九度山町大字九度山1408番地	平成 22.6.24
中本こうせい後 援会	米本圭吾	戌亥功	橋本市神野々362番地	平成 22.6.24
仁坂吉伸橋本後 援会	畑野富雄	平木哲朗	橋本市市脇一丁目3-18 橋本商工会館4F	平成 22.6.25
和歌山を浮上さ せる市民連合	杉本勝徳	南公平	和歌山市匠町32番地	平成 22.7.1
藤上栄子後援会	丸本悦男	西浦直樹	伊都郡かつらぎ町花園中南237-3	平成 22.7.6

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届 出事項の異動の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
竹内功	和歌山市議会議員	いちごいち会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田69	和歌山市太田30 の4	平成 22.6.14

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、

同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
真砂充敏	田辺市長	きのくに政経懇話会	田辺市中辺路町栗栖川 291-136	真砂充敏	平成 22. 6. 1

訓 令

和歌山県訓令第35号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第1号の表配備体制1号の項風水害等の欄②中「又は日高川」を「、日高川又は古座川」に改め、同欄③中「恐れ」を「おそれ」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年7月30日から施行する。

公 告

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規）

3 試験日時及び場所

(1) 日時 平成22年10月17日（日）午前10時から

(2) 場所 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

和歌山市小倉90番地 郵便番号649-6261

電話番号 073-477-1253

4 受験資格

(1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たす者とする。

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

(イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者

イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び関連学科が免除される者。

(2) (1) に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書1通

イ 履歴書1通

ウ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)

エ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し

オ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書にはり付けること。)

(2) 受験手数料

3,100円(手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。)

※受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成22年8月30日(月)から同年9月10日(金)まで(郵送の場合は、平成22年9月10日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号640-8585)

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成22年11月12日(金)に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

(1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局企画産業課、各和歌山県立産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会で交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科

溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査

請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年7月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成22年6月23日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

県知事は、山口裕市県教育長、支出手続きを行った社団法人和歌山県体育協会（以下「県体協」という。）の職務を兼務する和歌山県教育委員会（以下「県教委」という。）職員ら並びに、県体協に対し、各自金900万円の返還請求あるいは損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 山口裕市県教育長

山口裕市県教育長は、現職の県教委教育長であり、次に述べる和歌山県が県体協に対して交付した補助金について、当該補助金の交付手続きに関与し、県体協の兼務職員として、同体育協会が受領した当該補助金を和歌山県卓球協会（以下「県卓協」という。）に対し交付する手続きに関与した県教委職員らを統括し管理監督する立場にある責任者である。

(ウ) 県体協の職務を兼務する県教委職員ら

当該職員らは、次に述べる和歌山県が県体協に対して交付した補助金について、当該補助金の交付手続きに関与し、県体協の兼務職員として、県体協が受領した当該補助金を県卓協に対し交付する手続きに関与した県教委職員らである。

(エ) 県体協

当該協会は、ジャパンオープン・荻村杯2009国際卓球選手権和歌山大会の開催運営費補助事業を補助するため同大会を主管した県卓協に対し、県の次に述べる補助金について、間接交付した補助事業者である。

イ 補助金たる公金支出

和歌山県は、平成21年度において、県体協に対し、トップアスリート育成事業補助金交付要綱に基づく全国大会開催運営費補助事業とするジャパンオープン・荻村杯2009国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費を補助する補助金900万円の公金を支出（交付）した（以下「本件補助金」という。）。

ウ 暴露された未報告の収入金の存在

(ア) 和歌山市で平成21年6月11日～14日に行われたジャパンオープン・荻村杯2009国際卓球選手

権和歌山大会（以下「本件間接補助事業」という。）において、同大会を主管した県卓協が、補助金を交付した県及び和歌山市に虚偽の決算報告書を提出し、未記載の収入計約1,260万円を秘匿し保持していることが、平成22年6月14日にマスコミによって暴露された。暴露された県卓協は、未記載の収入計約1,260万円を保有していることを認めたことが報じられている。さらに、同月19日に至り、県卓協が県と和歌山市に報告せず隠していた上記の収入に加え約344万円あったことがマスコミによって暴露された。

（イ）なお、マスコミ報道によれば、未記載の収入は、

- | | |
|----------------|--------|
| a 入場券収入 | 約600万円 |
| b 企業協賛収入 | 約665万円 |
| c 祝い金及び競技者登録費等 | 約344万円 |
- の合計約1,610万円に上ると報じられている。

エ 偽りの間接補助金交付手続き

（ア）県卓協は、本件補助金の交付を受けるため、概略、次の手続きを経て本件補助金を受領した。

- 平成21年4月1日 県体協が県に対し、ジャパンオープン・荻村杯2009国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費を含むトップアスリート育成事業補助金交付要綱に基づく全国大会開催運営費補助金等の交付申請書を提出
- 平成21年4月1日 県が上記補助金の交付を決定
- 平成21年5月8日 県卓協が県体協に対し、本件補助金の交付申請書を提出
- 平成21年5月14日 県体協が県に対し、上記交付決定に基づき補助金交付請求書を提出
- 平成21年5月20日 県体協が県から本件補助金を含む9,547万6,000円の補助金を受領
- 平成21年5月21日 県体協が県卓協に対する本件補助金の交付を決定
- 平成21年5月27日 県卓協が上記交付決定に基づき本件補助金の交付請求書を提出
- 平成21年6月4日 県卓協が県体協から本件補助金900万円を受領

（イ）間接補助事業完了後の手続きは、概略、次のとおりである。

- 平成21年7月24日 県卓協が県体協に対し、事業実施報告書及び収支決算書を添えて本件間接補助事業の実績報告書を提出
- 平成22年5月17日 県体協が県に対し、本件間接補助事業を含むトップアスリート育成事業が完了したとして、実績報告書を提出
- 平成22年5月18日 県が本件補助金を含むトップアスリート育成事業補助金の額を確定

（ウ）県卓協提出の収支予算書によれば、収入の予算額について、次のとおりと報告している。なお、収支差は、その差がなくゼロとする報告となっている。

- | | |
|-----------|-------------|
| 国際卓球連盟交付金 | 17,200,000円 |
| 日本卓球協会交付金 | 5,000,000円 |
| 和歌山県費補助金 | 9,000,000円 |
| 和歌山市費補助金 | 4,000,000円 |
| 県卓協負担金 | 5,560,000円 |
| 合計 | 40,760,000円 |

（エ）また、収支決算書によれば、収入の決算額について、次のとおりであったと報告している。

なお、収支差は、その差がなくゼロとする報告となっている。

- | | |
|-----------|-------------|
| 国際卓球連盟交付金 | 16,257,600円 |
| 日本卓球協会交付金 | 5,000,000円 |
| 和歌山県費補助金 | 9,000,000円 |
| 和歌山市費補助金 | 4,000,000円 |
| 県卓協分担金 | 600,000円 |

・預金利息	7円
合 計	34,857,607円

- (オ) それゆえ、暴露された入場券収入及び企業協賛金収入などが、予算及び決算上のいずれにも記載計上されておらず欠落しており、県卓協は、偽りの補助金交付手続きを行い、もって、県の補助金を受給していたことが明白である。
- オ 詐欺に等しい意図的な事業収入金のピンハネ・利得行為
- (ア) 県卓協が予算及び決算書に記載計上せず隠していた収入は、入場券収入及び企業協賛金収入などであることに鑑みれば、これらは、間接補助事業によって生じる収入金であると容易に推認できる。
- (イ) 一方、県体協に提出された収支予算書の収入としては、補助金以外は、交付金、負担金のみとする報告であり、上記のような間接補助事業によって生じる収入の記載が一切隠されている。それゆえ、本件間接補助事業には、事業収入が一切生じない事業であるかの如き誤解を与え、事業収入が一切生じない事業であると誤信させるものである。
- (ウ) ところが、現実には、県卓協は入場券の販売を促進していた。このことは、県卓協が県体協に本件補助金の交付申請書を提出した平成21年5月8日より約1ヶ月前の4月7日に開設された本件間接補助事業の公式ウェブサイトに、その当時から6月11、12日は無料であるが13日、最終日は要チケットとして当日券の価格が掲載されていた上、4月9日には、観戦チケット申込書が掲載され、前売り券を4月11日～5月31日の間、取り扱う旨の掲載がなされていたことから裏付けられる。それゆえ、収支予算書を提出した補助金交付申請時には、すでに、入場料収入の生じることの企画がなされていたばかりか、同収入を得るための行動を推進していたことの裏付けとなる。
- (エ) また、企業協賛収入は、協賛金に協力した企業のほとんどが、プログラムに広告が掲載されている企業からの協賛金であることが容易に推認できるところ、プログラムの印刷作成上、相当以前から企画され、協賛を募っていたことが容易に推認できる。この点、県は、平成22年6月18日開催の県議会文教委員会で、広告企業の協賛のあったことを認めている。
- (オ) マスコミによって暴露された企業協賛収入の約665万円の内訳・詳細が、請求人らの調査によって分かった。すなわち、広告などの企業協賛金が43社からの協賛金計585万6,000円及び5社による出店料(ブース代)計80万円の合計665万6,000円であった。その内、広告協賛金収入として、「A社」からの50万円が平成21年2月19日に入金があり、次に、4月中に12社計103万6,000円の入金がなされている。平成21年2月19日の協賛金収入が存することに照らせば、県卓協が収支予算書を提出した補助金交付申請する相当以前から、企業協賛金の協力を募るものの企画がなされていたばかりか、同収入を得るための行動を推進していたことが裏付けられる。
- (カ) 事業完了後に提出された収支決算書の収入としては、補助金以外は、交付金、負担金、利息のみとする報告であり、間接補助事業によって生じる収入の記載が一切隠されている。それゆえ、本件間接補助事業には、事業収入が一切生じなかったとする誤解を与えているし、事業収入が一切生じていない事業であったと誤信させている。
- (キ) また、県卓協が提出した実績報告書中に、事業収入を欠落させた虚偽の決算報告書について、適正である旨の監査報告書が添付されていることに照らせば、用意周到に準備された不正請求であると解す以外になく極めて悪質である。
- (ク) したがって、県卓協が本件間接補助事業によって生じる収入のすべてを隠して補助金を受給した虚偽の補助金交付手続きは、間接補助事業遂行中に、予定外の企画を行い、予定外に生じた収入を偽ったというようなものではなく、補助金交付申請時にはすでに企画されていた事業収入について、ピンハネ・利得することを意図して虚偽の補助金請求を行うとともに虚偽の実績報告を行い、もって、生じた事業収入を利得していたという半ば詐欺行為に等しい行為であ

る。

(ケ) 詐欺行為に等しい虚偽の補助金不正請求は、県の補助金について直接の適用がないとしても補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に照らせば、同法第29条第1項の罰則規定が適用される行為に該当すると解すべき行為であって、違法であり、不法行為に該当する。

カ 取り消すべき本件補助金交付決定

仁坂知事は、上述したとおり県卓協が、詐欺行為に等しい虚偽の補助不正請求により補助金の交付を受けたのであるから、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「補助金交付規則」という。）第17条により、県体協に対して行った本件補助金の交付決定を取り消し、その全額を返還させるべきである。にもかかわらず、未だ、県知事はそれを怠っている。

キ 和歌山県の損害

このため、和歌山県は、本件補助金相当の損害を被っている。

ク 善管注意義務の懈怠（かいたい）と県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らの責任

県体協は、補助金交付規則第3条の規定により補助事業者として、補助金等が県民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならないし、同規則第10条の規定により善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

しかしながら、次のとおり県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らは、善良な管理者としての注意義務を故意に怠り、漫然と本件補助金を交付した。このため、県が被っている本件補助金相当の損害金について賠償すべき責めを負う。

(ア) a マスコミ報道によれば、県卓協幹部は、平成20年に行われた「横浜大会を視察した経験から、和歌山大会でも企業からの協賛金などのあることが、県の担当者も分かっていたはずだ」という。

b この点、請求人らの調査によって、県卓協幹部がいう横浜大会の視察が、県卓協幹部2名と、県体協の職務を兼務する県教委スポーツ課職員のB班長及びC主事の2名の計4名で行った視察のことであることが、同県教委2名に対する視察出張命令簿及び、県卓協が本件間接補助事業の事業費から支出したとして記載計上している「横浜大会視察費109,316円」とする支出の和歌山市から開示された裏付け資料などから分かった。

c 上記県教委2名が県教委に提出した復命書（同復命書に添付される資料を含む）によれば、視察した内容について次のとおり報告している。

予算の収入について、

「【収入】

- ・ 協会負担金 5,000,000円（日本卓球協会、県卓球協会）
- ・ 協賛金 2,500,000円（ブース・広告、プログラム等、選手参加料）
- ・ 補助金 3,500,000円（横浜市）
- ・ 入場券収入 9,000,000円
 - 大人 前売券:特別席3,000円、一般席2,000円
 - 当日券:特別席3,500円、一般席2,500円
 - 小中高 前売券:800円
 - 当日券:1,000円
- ・ 合計 20,000,000円（大会賞金は別途:国際卓球連盟）」

と。また、その他のところには、

「・ 予算的に観客数がトータル1万～1万2千人はないと苦しい。

・1日目2回戦まで行くと、地元選手が負けてしまう可能性が高くなるので、観客数に影響する。（1日目1回戦、2日目2回戦にできれば、という実行委員会の意見であった。）」
などとする現地実行委員会の意見が付記されている。

d 上記復命により、県卓協幹部が言うように、県が、和歌山大会でも入場料及び広告協賛金、ブース代（出店料）並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入の存することを把握していたことが裏付けられる。

e また、公務視察した上記2名の視察復命書により、視察出張者らに限らず、県教委において、そのことを把握していたと解することができる。

f 県体協は、県卓協に対する本件補助金の支出について、D事務局長、E次長、F次長及びB係長らが決裁している。決裁したB係長は、視察出張した張本人であるし、決裁したF次長は当時の県教委の副課長、E次長は当時の県教委の副課長、D事務局長は当時の県教委の課長であった。それゆえ、B係長以外の幹部は、いずれも、県教委においても、視察したB班長及びC主事より上長であるから、これらの幹部も、和歌山大会において入場料及び広告協賛金、ブース代（出店料）並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入の存することを把握していたと解することができる。

g なお、視察出張した県教委職員2名は、県卓協に、視察旅行に関する列車のチケットの手配からホテルの手配など一切を委ねていた。そして、県教委から日当等を受領していたにもかかわらず、視察中に食した2日分の昼食代及び一食分（5/24）の夕食代やコーヒー代について、自ら負担せず県卓協から接待を受けていた。このような関係が、和歌山大会でも入場料や企業からの協賛金などの事業により生じる収入の存することを把握していたにもかかわらず黙殺した一因と容易に推察できる。

h 上記の接待について県卓協は、横浜視察費に含めて、補助金を含む本件間接補助事業費から充当支出している。そうすると、結果的に、県教委職員らは、出張に関する日当を受領しながら補助金を含む本件間接補助事業費から2日分の昼食代及び夕食代などの支出を受けたこととなり、いわば、2重の公金の受領を意味する。

(イ) 請求人らの調査によれば、県卓協は県体協に対し、有料の前売りチケット一般券15枚、高校生券50枚を無料で提供していたことが分かった。

この点、県体協が無料で入場チケットを受領していたことは、入場料収入の精算に示されている。すなわち、6月11日から14日の4日間開催された大会は、上述したとおりの後半の13、14日の入場が有料であった。また、その前売りチケットが販売されていた。それゆえ、入場料収入は、前売りチケット収入及び当日の入場料収入とがあった。そのうち、前売りチケットは、

- ・一般券（1,000円）が1,116枚（111万6,000円相当）
- ・高校生券（600円）が478枚（28万6,800円相当）
- ・特別席券（1,500円）が1,778枚（266万7,000円相当）

の計406万9,800円相当分が普及された。そのうち、

- ・個人2名に対し一般券各1枚ずつ
- ・ヨーラジャパンに一般券20枚
- ・県体協に一般券15枚・高校生券50枚

の3カ所計6万7,000円相当分が無料で配布された。また、販売手数料として4,150円を支払っており、前売り券収入としては399万8,650円であった。当日売りは、

- ・一般券（1,300円）が877枚（計114万100円）
- ・高校生券（800円）が226枚（計18万800円）
- ・特別席券（2,000円）が340枚（計68万円）

の計200万900円があり、それらの合計が599万9,550円であるとしていることから、県体協が有

料チケットを無料で受領していることが分かった。

それゆえ、県体協が、本件間接補助事業において入場料収入の存することを把握していたことが裏付けられる。

(ウ) また、大会当日も、県教委や県体協の関係職員が誰も観戦していないことなど、およそあり得ず、観戦したことにより入場料収入の存することを把握していたと容易に推認できる。

(エ) さらに、上記オ(ウ)のところで詳述したが、本件間接補助事業の公式サイトにおいて、大会の前半の6月11、12日は無料であるが、後半は有料であることが掲載されていた。また、本件補助事業の広告が、県発行の県民の友5月号やその他にもマスコミ紙に掲載されており、これらの報道により入場料収入が存することを把握していたと容易に推認できる。

(オ) a 平成22年6月18日に開かれた県議会文教委員会において、県は、大会パンフレットなどに企業の広告が入っていて、協賛があったことは分かっていた、という。

b この点、大会パンフレットとは、入場者らに配布された大会プログラムのことと思料されるが、同大会プログラムには、県知事のあいさつが掲載されているし、第70回国民体育大会和歌山県準備委員会が掲載した「和歌山国体2015」の広告はもとより多数の企業の広告が掲載されていることから、企業による協賛のあったことを県教委あるいは県体協においても充分承知し、それに伴う広告協賛収入が生じていることも把握していたと容易に推認できる。

(カ) 上記のとおり本件補助金の支出を決裁した県体協の上記幹部らは、入場料及び広告協賛金、ブース代（出店料）並びに選手参加料などの補助事業から生じる収入の存することを把握していた。それゆえ、県卓協提出の収支予算書及び決算書には、補助事業によって生じる収入のすべてが欠落していることが認識できたのであるから、事業によって生じる収入金をピンハネ・利得するであろう不正行為が予見できた。

このため、事業によって生じる収入金のピンハネ・利得行為を防ぐための何らかの措置をとるか、本件補助金の支出をしないか、あるいは支出した本件補助金の返還を求めるべきであった。にもかかわらず、その措置を行わず、あまつさえ、漫然と支出しかつ、返還させなかったことは、補助事業者に求められる注意義務を故意に怠っており、県が被っている損害を賠償すべき責めを負う。

ケ 山口裕市県教育長の責任

上述したとおり県体協及び県体協の職務を兼務する県教委職員らには、本件補助金を支出したことに故意による善管注意義務の懈怠（かいたい）が存し、県が被っている損害を賠償すべき責めを負うところ、県教育長は、前記県教委職員らが負うべき責任について、管理監督者として、その責めを負う。

(3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年6月30日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

県知事が県体協に対し、補助金返還請求を行っていないことは、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県教委事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年7月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、県卓協が県体協に報告していなかった収入の裏付け資料等が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、当該収入等について陳述があった。

4 関係人調査

県体協に対し、自治法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

第4 監査の結果

1 主文

請求人が主張する本件補助金返還請求を怠る事実については、既に県体協から県に本件補助金全額が返納されているところから、請求人の請求には理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) トップアスリート育成事業補助金の概要

知事は、県体協が国民体育大会や全国大会等で活躍できる競技者の育成や指導者の資質向上等、本県競技力の向上を図るために実施する事業に対し、補助金交付規則及びトップアスリート育成事業補助金交付要綱（昭和48年制定）に基づき、補助金を交付しており、本件補助事業を含む全国大会等開催運営費補助事業のほか、成年・少年強化事業、きのくにジュニアトレーニングセンター事業等を補助対象としている。

(2) 本件補助金交付等に係る事務手続

本件補助金を含む平成21年度トップアスリート育成事業補助金について、県体協から県に対し、交付申請、交付請求、実績報告及び実績報告の変更を行い、県から県体協に対し、交付決定、支出、額の確定及び額の再確定を行っていること等を確認するとともに、ジャパンオープン・荻村杯2009国際卓球選手権和歌山大会の開催運営経費に係る平成21年度全国大会等開催運営費補助事業補助金について、県卓協から県体協に対し、交付申請、交付請求、実績報告を行い、県体協から県卓協に対し、交付決定、支出、返還を求める通知を行っていること等を確認した。

(3) 本件補助金の返納

平成22年7月5日に本件補助金900万円が県体協から県に納入されたことを確認した。

諸 報

和歌山県道路公社公告

和歌山県道路公社を地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第34条第1項の規定により平成22年7月31日に解散する。

平成22年7月30日

和歌山県道路公社理事長 仁 坂 吉 伸